

**手柄山スポーツ施設整備運営事業
特定事業の選定**

**令和3年3月30日
兵庫県姫路市**

姫路市（以下「市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）第 7 条の規定に基づき、手柄山スポーツ施設整備運営事業を特定事業として選定しましたので、同法第 11 条第 1 項の規定により、特定事業選定における客観的評価の結果を公表します。

令和 3 年 3 月 30 日

姫路市長 清元 秀泰

第1章 事業概要

1. 事業名称

手柄山スポーツ施設整備運営事業（以下「本事業」という。）また、手柄山スポーツ施設は、以下「本件施設」という。）

2. 事業に供される公共施設

公園施設（体育館及び水泳プール他）

3. 施設概要

本件施設の構成の概要は次表のとおりである。

区分	概要
新体育館	○メインアリーナ 観客席 5,000 席以上 ○サブアリーナ 観客席 240 席以上 ○卓球場 10 台 ○柔道場 4 面 観客席 200 席以上 ○剣道場 4 面 観客席 200 席以上 ○弓道場 近的・遠的、観客席 200 席以上 ○その他 トレーニングルーム、多目的スタジオ、ランニングコース、キッズコーナー、会議室、研修室、更衣室、器具庫、観覧席（兼会議室）、医療室 等
屋内競技用プール	○50m プール ・長水路（50m）、短水路（25m）兼用の公認 50m プール【10 レーン（公認 8 レーン以上）】 ・観客席 2,500 席以上（臨時席を含む） ・水深 0～3m（可動床） ○25m プール ・8 レーン ・観客席 120 席以上 ○その他 会議室、更衣室、シャワー室、器具庫、医療室 等
附属プール（屋外）	・附属プール用地として 8,500 m ² 程度確保すること。 ・常設施設（スライダー等）、多目的広場
自主提案施設	・事業者の提案による

4. 施設の管理者

姫路市長 清元 秀泰

5. 事業の目的

本事業は、平成 29 年 1 月策定の「手柄山中央公園整備基本計画」に基づき、実施するものである。同計画は、園内施設の著しい老朽化等の課題や JR 姫路・英賀保間新駅の構想、文化センターの移転への対応に迫られていたため、園内施設の再配置を中心とする新設、改良等の中長期的な整備方針を示している。その中で、令和 7 年度を整備目標とする新体育館、全天候型屋内 50m・25m プール及びレジャープールを整備することとしており、大規模スポーツ大会の開催が可能な施設整備を行うことで、市民がトップスポーツを観戦し、生涯スポーツの参加意欲を高め、競技レベルを向上させることができるよう、本市スポーツの拠点としてスポーツ施設の整備を目指すこととしている。

また、同計画を踏まえ、平成 31 年 3 月に「手柄山スポーツ施設整備基本計画」を策定、「多様なニーズに対応できる拠点性の高いスポーツ施設」「手柄山中央公園の玄関口となるスポーツ施設」「レクリエーション空間として機能するスポーツ施設」を基本コンセプトとしている。

本事業では、「手柄山中央公園整備基本計画」等に掲げる目的を実現し、かつ民間の技術力、経営能力及び資金を活用し、市と民間事業者が連携することでより良質で効果的なサービスの提供を行うため、本件施設の整備・運営について、P F I 法に基づく事業手法の導入を図るものである。

6. 事業の概要

事業者が主に行う業務は次のとおりである。

(1) 設計・建設業務

- a 要求水準書達成計画書・報告書の作成・提出
- b 事前調査業務
- c 設計業務
- d 建設業務
- e 工事監理業務
- f 備品調達、設置業務
- g 周辺対策業務
- h 設計・建設業務に伴う各種許認可申請等の手続業務
- i 国庫補助金申請に係る資料作成支援業務
- j 年度・中間・竣工検査及び引き渡し業務
- k その他これらを実施するうえで必要な関連業務

(2) 開業準備業務

- a 予約システム等整備業務
- b 事前広報、利用受付業務
- c 開業準備期間中の対象施設の運営・維持管理業務
- d 開館式典及び内覧会等の実施業務
- e プール公認取得申請業務

(3) 運營業務

- a 総合管理業務
- b 利用受付業務
- c 広報・PR業務
- d トレーニング等指導・相談業務
- e プール監視業務
- f プールの水質等衛生管理業務
- g プール公認更新申請業務
- h 自主提案事業

(4) 維持管理業務

- a 建築物保守管理業務
- b 建築設備保守管理業務
- c 備品等保守管理業務
- d 修繕・更新業務
- e 外構施設保守管理業務
- f 植栽等管理業務
- g 環境衛生管理業務
- h 清掃業務
- i 警備業務
- j 駐輪場管理業務
- k 長期修繕計画作成業務

7. 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりであり、原則として、市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

(1) 本件施設の設計及び建設のサービス購入料

本件施設の設計及び建設に要する費用で、事業者の提案金額を基に、市と事業者との間で締結する事業契約に定める額を支払う。

当該サービス購入料に関して、一定の額については、建設一時金として令和4年度か

ら令和8年度の施設整備期間の年度ごとに、事業者に支払うことを想定している。

また、市は、維持管理・運営期間中、事業者に対して、事業者が実施する本事業に要する費用のうち、本件施設の設計及び建設に係る初期投資に相当する金額から前述の建設一時金を控除した額を、サービス購入料として割賦方式により支払う。

(2) 開業準備のサービス購入料

本件施設の開業準備に要する費用で、事業者の提案金額を基に、事業契約において予め定める額を本件施設の供用開始後に一括して事業者を支払う。

(3) 運営・維持管理のサービス購入料

本件施設の運営・維持管理に要する費用のうち、光熱水費を除く部分で、事業者の提案金額を基に、市と事業者との間で締結する事業契約に定める額である。

市への本件施設引き渡し後、事業期間終了までの間、各年度の四半期ごとに支払うことを想定している。

(4) 運営・維持管理に要する光熱水費

本件施設の運営及び維持管理に要する費用のうち、光熱水費に相当する額で、事業者の提案金額を基に、市と事業者との間で締結する事業契約に定める額である。

市への本件施設引き渡し後、事業期間終了までの間、各年度の四半期ごとに支払うことを想定している。

(5) 運営収入

事業者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項に基づき、本件施設の利用料金収入を自らの収入として収受することができる。

また、事業者は、自らの提案（自主事業）により、本事業の目的に合致する範囲内において、本件施設を利用した教室事業等を実施することができ、その収入を得ることができる。

さらに、飲食施設、コンビニエンスストア、その他自主的に設置する自主提案施設による利用料金収入を自らの収入として収受することができる。

8. 事業方式

PFI法に基づき、市が所有する土地に事業者自らが本件施設の施設整備を行い、完工後は市に施設等の所有権を移転し、事業者が所有権移転後の事業期間中に係る施設の維持管理業務及び運営等業務を実施するBTO（Build Transfer Operate）方式とする。

9. 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和23年3月31日までとする。

第2章 市が従来手法で実施する場合とPFI（BT0）方式により実施する場合の評価

1. 特定事業の選定基準

本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減が期待できること、及び市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できることを選定の基準とした。

2. 評価の方法

(1) 定量的評価

市の財政負担見込額の算定にあたっては、本事業を実施する民間事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより定量的な評価を行った。

(2) 定性的評価

定量的評価に加えて、本事業をPFI事業として実施する場合における公共サービスの水準等について、定性的な評価を行った。

3. 定量的評価（市財政負担額の縮減）

(1) 算定にあたっての前提条件

本事業において、市が従来手法で実施する場合及びPFI事業として実施する場合の財政負担額を比較して定量的評価を行うにあたり、その前提条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者からの提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

表1：市の財政負担算定の前提条件①

項目	市が従来手法で実施する場合	PFI事業として実施する場合
財政負担額の主な内訳	①施設整備費 ②開業準備費 ③維持管理費 ④運営費	①施設整備費 ②開業準備費 ③維持管理費 ④運営費 ⑤SPC管理運営費 ⑥アドバイザー費 ⑦モニタリング費 ⑧公租公課

表 2 : 市の財政負担算定の前提条件②

項目	市が従来手法で実施する場合	P F I 事業として実施する場合
共通の条件	① 事業期間 19年3か月 (施設整備・開業準備期間4年9か月、維持管理・運営期間14年6か月) ② 敷地面積 約43,000㎡ ③ 割引率 0.353%	
資金調達に関する事項	① 国庫補助金 ② 基金 ③ 地方債 ④ 一般財源	① 国庫補助金 ② 基金 ③ 地方債 ④ 銀行借入 ⑤ 資本金
積算方法	概略の施設計画を策定し、同規模・同用途の事業における実績値等を勘案して算定	市が従来手法で実施する場合に比べ、一定割合の縮減が実現するものとして設定

(2) 算定結果

前提条件に基づく市の財政負担額について、市が従来手法で実施する場合とP F I事業として実施する場合を比較した結果、約13.0%の公共負担額の削減効果が認められた。

4. 定性的評価

(1) サービス品質の向上・維持

本事業をP F I事業により実施する場合、性能発注とすることにより、必要なサービス水準以上であれば、それを提供する上での手法(仕様)は問わないため、事業者が自ら得意な分野の技術などを最大限活用した提案が可能となり、より質の高い公共サービスを提供することができる。

また、金融機関が運営状況についてモニタリングを実施することにより、一層の事業の安定性やサービス品質の向上・維持に繋がることが期待できる。

(2) 一括発注による事業の効率化

P F I事業では施設整備と維持管理・運営を一括で契約することにより、維持管理・運営を考慮した施設整備や早めの開業準備等の着手が可能となり、供用開始時からのスムーズな運営がなされることも期待できる。

(3) 財政負担の平準化

P F I事業として実施する場合、民間資金を活用することで、市は事業期間終了までの間に初期整備費を含めた事業費を分割して支出することが可能となり、財政負担の平準化が図られる。

(4) リスク分担の明確化による事業の安定化

本事業では、PFI（BTO）方式を採用し、市が従来手法で本事業を実施する場合において、市が負担するリスクを市と事業者が分担し、実施することになる。事業者が負担するリスクについて、事業者が有するリスクコントロール及びリスクヘッジのノウハウを活かすことで、事業全体におけるリスク管理の最適化が図られ、問題発生時の適切かつ迅速な対応が可能となることから事業の安定性が確保できると評価できる。

(5) 自主提案事業の実施による相乗効果

本事業において要求する施設の整備及び業務の実施のほか、自主提案事業の実施により、本件施設のより一層の利用促進が図られるとともに、利用者の利便性の向上に寄与することが期待できる。

5. 総合評価

定量的評価及び定性的評価の結果から、本事業をPFI事業として実施することにより、市が従来手法で実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額を約13.0%縮減することが期待できるとともに、公共サービスの水準の向上等を期待することができるため、市は、本事業をPFI事業として実施することが適当と評価し、PFI法第7条に基づき特定事業に選定する。